

議案第50号 幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

議案第51号 幕別町保育料条例の一部を改正する条例

議案第52号 幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例

議案第53号 幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例

議案第54号 幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

の概要

本年5月に、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育及び保育を行う施設等の利用に関する給付制度が創設され、本年10月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されることに伴い、関係条例を改正するもの

1 保育料の無償化に係る条例改正について

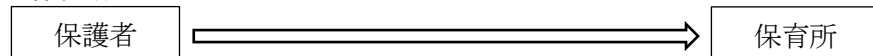
- (1) 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもの保育料を無償化するもの
- (2) 住民税非課税世帯に属する0歳から2歳までの子どもの保育料を無償化するもの

2 副食費の徴収に係る条例改正について

保育料の無償化に伴い、各施設において副食費（実費）を徴収する規定を追加するとともに、年収が360万円未満相当の世帯に属する子どもと、全ての世帯の第3子（幼稚園は小学校3学年以下の年長者からカウントし、保育所及びへき地保育所は小学校就学前の年長者からカウントする。）以降の子どもの副食費の徴収を免除するもの

また、町内の保育施設を利用する3歳以上の子どもに対して、平成28年4月から主食を提供しており、本年10月からは主食提供事業を拡充し、町内全ての幼稚園及びへき地保育所の子どもの給食費に係る主食相当分を町が負担することにより、保護者の経済的負担の軽減を図るもの

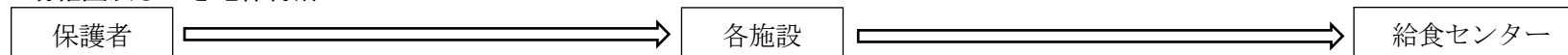
(1) 保育所



副食材料費は保護者が負担

主食は町負担で提供（従来どおり）

(2) 幼稚園及びへき地保育所



副食費は保護者が負担

主食相当分は町負担で提供【拡充】

3 国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴う条例改正について

- (1) 保育料の負担を満3歳未満の保育に限定することにより、3歳以上の保育料を無償化するもの
- (2) 3歳以上の保育料の無償化に伴い、当該保育給付費の特例に関する経過措置を削除するもの

幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町立へき地保育所条例 (昭和40年12月26日 条例第25号) 第1条～第5条 略 (保育料の徴収) 第6条 略 <u>2</u> 略 第7条及び第8条 略	○幕別町立へき地保育所条例 (昭和40年12月26日 条例第25号) 第1条～第5条 略 (保育料の徴収) 第6条 略 <u>2 前項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号及び第2号に該当する教育・保育給付認定子どもに係る保育料は無料とする。</u> <u>3</u> 略 第7条及び第8条 略 (給食費の徴収) <u>第9条 町長は、保育児童に提供した給食の費用（以下「給食費」という。）を保護者から徴収するものとする。</u> <u>2 前項に規定する給食費は、当該保育児童に給食を提供するために現に要した額とする。</u> <u>3 町長は、補助、助成その他の給付により保護者以外から給食費の全部又は一部の納入が見込まれる場合は、その額を減じて保護者に請求するものとする。</u> <u>4 町長は、第1項の規定にかかわらず、次に掲げる副食費（保育児童に係る給食費のうち副食の提供に要する費用）を徴収しないものとする。</u> <u>(1) 満3歳以上保育児童のうち、その保護者と同一の世帯に属する者に係る市町</u>

現 行 条 例			改 正 条 例		
			<u>村民税所得割合算額が57,700円未満（別表備考6に掲げる世帯に属する満3歳以上教育・保育認定子どもにあっては77,100円以下）である保育児童に係る副食費</u> (2) <u>保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している就学前児童（以下「施設利用就学前児童」という。）が同一世帯で3人以上いる場合において、そのうち年長の保育児童から順に3人目以降となる満3歳以上保育児童に係る副食費</u> (3) <u>3歳未満児で、算定された保育料が0円である保育児童に係る副食費（保育料が0円と算定された月分の副食費に限る。）</u> (4) <u>3歳未満児で、別表の備考6に該当する世帯（所得割合計額が77,100円以下の世帯に限る。）に属する保育児童に係る副食費</u> (5) <u>その他町長が必要と認める副食費</u>		
<u>第9条</u>	略		<u>第10条</u>	略	
<u>第10条</u>	略		<u>第11条</u>	略	
<u>第11条</u>	略		<u>第12条</u>	略	
<u>第12条</u>	略		<u>第13条</u>	略	
別表 （第6条関係）保育料金表			別表 （第6条関係）保育料金表		
階 層 区 分		保育料の額 (月額)	階 層 区 分		保育料の額 (月額)
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円	第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円
第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯	<u>2,000円</u>	第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯	<u>0円</u>
第3階層	第1階層を除く市町村民税均等割のみ課税	9,000円	第3階層	第1階層を除く市町村民税均等割のみ課税	9,000円

現 行 条 例				改 正 条 例			
	世帯				世帯		
第 4 階層	第 1 階層及び第 3 階層を除く市町村民税課税世帯であって、所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税世帯（50,000円未満）	10,000円	第 4 階層	第 1 階層及び第 3 階層を除く市町村民税課税世帯であって、所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税世帯（50,000円未満）	10,000円
第 5 階層		市町村民税所得割課税世帯（50,000円以上100,000円未満）	11,000円	第 5 階層		市町村民税所得割課税世帯（50,000円以上100,000円未満）	11,000円
第 6 階層		市町村民税所得割課税世（100,000円以上）	12,000円	第 6 階層		市町村民税所得割課税世（100,000円以上）	12,000円
備考				備考			
1～5 略				1～5 略			
6 子どもの属する世帯が次に掲げる世帯であって、所得割課税額が77,100円以下の場合、この表の規定にかかわらず、 <u>それぞれ次表に掲げる保育料とする。</u>				6 子どもの属する世帯が次に掲げる世帯であって、所得割課税額が77,100円以下の場合（ <u>第 1 階層、第 2 階層を除く。</u> ）は、この表の規定にかかわらず <u>2,000円</u> とする。			
(1)～(3) 略				(1)～(3) 略			
<u>階層区分</u>		<u>保育料の額（月額）</u>		7 第 3 階層から第 6 階層までの世帯であって、 <u>施設利用就学前児童</u> が同一世帯で 2 人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第 1 欄に掲げる保育児童の区分に応じて、第 2 欄により計算して得た額を当該保育児童の保育料の額とする。ただし、保育児童の属する世帯が 6 に掲げる世帯の場合の <u>第 3 階層</u> から第 5 階層までにおける次表の第 2 欄の規定については、「保育料金表」を「6 に掲げる保育料の額」に読み替えて適用するものとする。			
<u>第 2 階層</u>		<u>0 円</u>					
<u>第 3 階層</u>		<u>2,000円</u>					
<u>第 4 階層</u>		<u>2,000円</u>					
<u>第 5 階層</u>		<u>2,000円</u>					
7 第 2 階層から第 6 階層までの世帯であって、 <u>保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している就学前児童（以下「施設利用就学前児童」という。）</u> が同一世帯で 2 人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第 1 欄に掲げる保育児童の区分に応じて、第 2 欄により計算して得た額を当該保育児童の保育料の額とする。ただし、保育児童の属する世帯が 6 に掲げる世帯の場合の <u>第 2 階層</u> から第 5 階層までにおける次表の第 2 欄の規定については、「保育料金表」を「6 に掲げる保育料の額」に読み替えて適用するものとする。				略			
略							
8 所得割課税額が57,700円以下の世帯であって、保育児童の保護者と生計を				8 所得割課税額が57,700円以下の世帯であって、保育児童の保護者と生計を			

現 行 条 例	改 正 条 例		
一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）に定める特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、7にかかわらず、次表の第1欄に掲げる保育児童の区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該保育児童の保育料の額とする。ただし、所得割額が77,100円以下の世帯であって、6に掲げる世帯又は第2階層の世帯に属する特定被監護者等が2人以上いる場合は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる保育児童の保育料は0円とする。	一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）に定める特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、7にかかわらず、次表の第1欄に掲げる保育児童の区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該保育児童の保育料の額とする。ただし、所得割額が77,100円以下の世帯であって、6に掲げる世帯に属する特定被監護者等が2人以上いる場合は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる保育児童の保育料は0円とする。		
<table><tr><td>略</td></tr></table>	略	<table><tr><td>略</td></tr></table>	略
略			
略			
9 略	9 略		